こと（スポーツ庁及び文化庁並びに初等中等教育局及び高等教育局並びに男女共同参画共生社会学習・安全課の所掌に属するものを除く。）。

3　［略］

［項を削る。］

［条を削る。］

こと（スポーツ庁及び文化庁並びに初等中等教育局及び高等教育局並びに情報教育課の所掌に属するものを除く。）。

3　［略］

4　学校開放推進専門官は、学校開放に関する専門的事項についての調査並びに専門的、技術的な指導及び助言に当たる。

（情報教育振興室）

第十八条　情報教育課に、情報教育振興室を置く。

2　情報教育振興室は、次に掲げる事務（高等教育局の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　情報教育（特別支援学校及び特別支援学級における教育その他の教育上特別の支援を必要とする児童及び生徒に対する教育に係るものを除く。以下この条において同じ。）の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。

二　情報教育のための補助に関すること。

三　情報教育の基準の設定に関すること。

四　地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、情報教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

五　教育関係職員、社会教育に関する団体、社会教育指導者その他の関係者に対し、情報教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

3　情報教育振興室に、室長並びに情報教育調査官一人及び教科調査官二人を置く。

4　教科調査官は、国立教育政策研究所の職員その他関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

5　情報教育調査官は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校における情報教育に関する専門的事項（教育課程に関するものを除く。）についての調査、指導及び助言に当たる。

6　教科調査官は、命を受けて、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校における情報教育の教育課程の基準の設定に関する調査並びに教育課程の基準に係る専門的、技術的な指導及び助言に当たる。

（地域学校協働推進室）

第十九条　社会教育課に、地域学校協働推進室を置く。

2　地域学校協働推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　地域学校協働活動（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第五条第二項に規定する地域学校協働活動をいう。以下この項において同じ。）の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（文化庁及び他課の所掌に属するものを除く。）。

二　地域学校協働活動に係る補助に関すること（文化庁及び他課の所掌に属するものを除く。）。

三　公立及び私立の公民館の整備に関する指導及び助言に関すること。

四　公立の公民館の整備のための補助に関すること。

［号を加える。］

五　地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、地域学校協働活動に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁及び文化庁並びに他課の所掌に属するものを除く。）。

（地域学校協働活動推進室、青少年教育室及び家庭教育支援室）

第二十条　地域学習推進課に、地域学校協働活動推進室、青少年教育室及び家庭教育支援室を置く。

2　地域学校協働活動推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　地域学校協働活動（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第五条第二項に規定する地域学校協働活動をいう。以下この項において同じ。）の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（文化庁並びに教育人材政策課及び男女共同参画共生社会学習・安全課の所掌に属するものを除く。）。

二　地域学校協働活動に係る補助に関すること（文化庁並びに教育人材政策課及び男女共同参画共生社会学習・安全課の所掌に属するものを除く。）。

［号を削る。］

三　学校運営協議会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第四十七条の六に規定する学校運営協議会をいう。）その他の学校の運営に関する学校と地域住民その他の関係者との連携及び協力に関する制度の企画及び立案並びにこれらの制度の運営に関する指導及び助言に関すること。

四　地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、地域学校協働活動に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁及び文化庁並びに教育人材政策課及び男女共同参画共生社会学習・安全課の所掌に属するものを除く。）。